

2018年8月

## 経営Q&A

回答者

日本税理士会連合会  
中小企業対策部委員  
今枝 清

経営者が知って得する税務講座

～ 「 中 小 会 計 要 領 」 と は ～

### Question

当社は5年前に創業し、昨年法人成りをした建設業者です。幸いなことに、既存のお取引先からの受注が順調に増え、今年は従業員を1名増員しました。今後の更なる事業の発展のために、会計について学んでいきたいと思っています。「中小企業の会計に関する基本要領」という言葉を聞いたことがあるのですが、その内容について詳しく教えてください。

### Answer

「中小企業の会計に関する基本要領」とは、中小企業の実態を考慮して作られた新しい会計ルールです。活用すれば、財務内容の把握や経営状況の比較・分析が可能になるなどのメリットがあります。今回は収益や費用、資産、負債、金銭債権、金銭債務など重要な会計処理について具体的に見ていきましょう。



日本政策金融公庫  
国民生活事業

## ○中小企業の会計に関する基本要領とは

「中小企業の会計に関する基本要領」（以下「中小会計要領」という。）とは、中小企業の多様な実態を踏まえて作られた、簡単に利用できる新しい会計ルールです。

中小企業 の実態	経理人員が少なく、高度な会計処理に対応できる十分な能力や経理体制を持っていない
	会計情報の開示を求められる範囲が、取引先、金融機関、同族会社、税務当局などに限定されている
	主に法人税法で定める処理を意識した会計処理が行われていることが多い

中小会計要領は、計算書類などの開示先や経理体制などの観点から、「一定の水準を保ったもの」とされている「中小企業の会計に関する指針」と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を対象に、次のような考えに基づいて作成されたものです。

中小会計 要領	中小企業の経営者が活用しようと思える、理解しやすく、自社の経営状態の把握に役立つ会計
	中小企業の利害関係者（金融機関、取引先、株主など）への情報提供に資する会計
	中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計
	計算書類などの作成負担は最小限に留め、中小企業に過度な負担を課さない会計

つまり、わかりやすく・見やすく・規則に則り・簡単に作成されたものが、中小会計要領と言えます。

中小会計要領の利用にあたっては、適切な記帳が前提とされています。経営者が自社の経営状況を適切に把握するためには記帳が重要です。記帳は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って行い、適時に、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に会計帳簿を作成しなければなりません。

適切な時期に、会計帳簿にきちんと分かりやすく、歪めることなく、あますところなく、記帳する必要があります。



## ○中小会計要領を活用するメリット

### 【メリット1】財務内容の把握ができる

中小会計要領に準拠した会計処理で日々の取引を記録（記帳）し、その記録を取りまとめた決算書を通じて、自社の経営成績や財務内容を正確に知ることができます。定期的に管理することで、常に最近の経営状態を把握することができます。

### 【メリット2】経営状況の比較・分析が可能になる

経営者が自社の財務の数値を用いて、自社の過去と現在との状況や、同業他社との状況を比較・分析することで、会社の課題や問題点などが分かり、将来の事業計画に活用することができます。

### 【メリット3】金融機関などとの信頼関係が構築できる

自社の経営成績や財務内容について、金融機関など外部の利害関係者への報告・説明が正確かつ迅速なものとなり、信頼関係の構築に繋がります。

自社の財務経営力の強化が図られるうえ、資金調達力の強化や信頼関係の構築にも期待できます。

正確な財務諸表が作成できれば、ローカルベンチマークの「財務情報」（6つの指標）のデータの入力もスムーズに行えます。ローカルベンチマークは、企業の経営状態の把握、いわゆる「健康診断」を行うツール（道具）として、企業の経営者や金融機関・支援機関などが、企業の状態を把握し、双方が同じ目線で対話を行うための基本的な枠組みであり、事業性評価の「入口」として活用されることが期待されるものです。ご興味のある方は以下をご覧ください。

経済産業省 ローカルベンチマーク

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei\\_innovation/sangyokinyu/locaben/](http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/)

## ○重要な会計処理について

### 1 収益、費用の基本的な会計処理

- (1) 収益は原則として、製品、商品の販売またはサービスの提供を行い、かつ、これに対する現金および預金、売掛金、受取手形などを取得したときに計上します（一般に「実現主義」といいます。）。
- (2) 費用は原則として、費用の発生原因となる取引が発生したとき、またはサービスの提供を受けたときに計上します（一般に「発生主義」といいます。）。
- (3) 収益とこれに関連する費用は、両者に対応させて期間損益を計算します（一般に「費用収益対応の原則」といいます。）。
- (4) 収益および費用は原則として、総額で計上し、収益の項目と費用の項目とを直接



に相殺することによってその全部または一部を損益計算書から除去してはなりません（一般に「総額主義」といいます。）。

## **2 資産、負債の基本的な会計処理**

(1) 資産は原則として、取得価額で計上します。

なお、「取得価額」とは、資産の取得または製造のために要した金額のことをいいます（例えば購入品であれば、購入金額に付随費用を加えた金額）。また、「取得原価」とは、取得価額を基礎として、適切に費用を配分した後の金額のことをいいます（例えば棚卸資産であれば、総平均法などにより費用を配分した後の金額）。

(2) 負債のうち、債務は原則として、債務額で計上します。

## **3 金銭債権、金銭債務**

(1) 金銭債権は原則として、取得価額で計上します。

(2) 金銭債務は原則として、債務額で計上します。

(3) 受取手形割引額および受取手形裏書譲渡額は、貸借対照表の注記とします。経営者や金融機関が企業の資金繰り状況を見る上で、受取手形の割引額や裏書譲渡額の情報重要であるため、受取手形割引額および受取手形裏書譲渡額は注記することとなります。

## **4 貸倒損失、貸倒引当金**

(1) 倒産手続きなどにより債権が法的に消滅したときは、その金額を貸倒損失として計上します。

(2) 債務者の資産状況、支払能力などからみて回収不能な債権については、その回収不能額を貸倒損失として計上します。

(3) 債務者の資産状況、支払能力などからみて回収不能のおそれのある債権については、その回収不能見込額を貸倒引当金として計上します。

## **5 有価証券**

(1) 有価証券は原則として、取得原価で計上します。

(2) 売買目的の有価証券を保有する場合は、時価で計上します。

(3) 有価証券の評価方法は、総平均法、移動平均法などによります。

(4) 時価が取得原価よりも著しく下落したときは、回復の見込みがあると判断した場合を除き、評価損を計上します。

## **6 棚卸資産**

(1) 棚卸資産は原則として、取得原価で計上します。

(2) 棚卸資産の評価基準は、原価法または低価法によります。

(3) 棚卸資産の評価方法は、個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法、最終仕入原価法、売価還元法などによります。

(4) 時価が取得原価よりも著しく下落したときは、回復の見込みがあると判断した場合を除き、評価損を計上します。



## 7 引当金

- (1) 以下に該当するものを引当金として、当期の負担に属する金額を当期の費用または損失として計上し、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部または資産の部に記載します。
- 将来の特定の費用または損失であること
  - 発生が当期以前の事象に起因すること
  - 発生の可能性が高いこと
  - 金額を合理的に見積ることができること
- (2) 賞与引当金については、翌期に従業員に対して支給する賞与の見積額のうち、当期の負担に属する部分の金額を計上します。
- (3) 退職給付引当金については、退職金規程や退職金などの支払いに関する合意があり、退職一時金制度を採用している場合において、当期末における退職給付に係る自己都合要支給額を基に計上します。
- (4) 中小企業退職金共済、特定退職金共済、確定拠出年金など、将来の退職給付について拠出以後に追加的な負担が生じない制度を採用している場合においては、毎期の掛金を費用処理します。

## 8 注記

- (1) 会社計算規則に基づき、重要な会計方針に係る事項、株主資本等変動計算書に関する事項などを注記します。
- (2) 中小会計要領に拠って計算書類を作成した場合には、その旨を記載します。

最後に、中小会計要領をご活用していただくことにより、より活力のある魅力的な会社になっていただくことを期待しております。

『中小会計要領は、中小企業関係者（中小企業団体、税理士会、公認会計士、金融関係団体、学識経験者等）が主体となって設置された「中小企業の会計に関する検討会」（事務局：中小企業庁、金融庁）によって、中小企業の実態に即した新たな会計ルールとして、平成 24 年 2 月 1 日に公表されました。』

### 《執筆者紹介》

今枝清（いまえだ きよし）

平成 5 年 2 月 税理士登録

現 在 日本税理士会連合会中小企業対策部委員（平成 29 年 8 月～）

ホームページ：<http://www.nichizeiren.or.jp/>

